



大船渡商工会議所

●主な内容●

- 第 114 回通常議員総会開かれる …………… P2
- 中小企業者向け融資制度のお知らせ…………… P4
- 特集 仮設商店街・店舗紹介…………… P5
- 震災関連中小企業支援制度のお知らせ………… P6
- 定例無料相談会のお知らせ…………… P8

復興の歩み・支援の感謝を全国に発信

大船渡市の観光シーズン幕開けを飾る碇石海岸観光まつり。  
5月4日（土）の開催式終了後に行われたお祝い餅まきでは、市  
内外から訪れた多くの来場者が参加しにぎやかに行われました。

お祝い



# 本格復興と再生に向けた支援の年に

平成二十五年度の事業と予算を決める、第一一四回通常議員総会が三月二十六日（火）、大船渡プラザホテルで開催されました。総会の冒頭で齊藤会頭は「震災からの復興支援活動を継続して強力に進めなければならない。現在も再開について迷っている会員事業所に対し、相談体制の充実を図っていきたい。」と述べました。その後、議事に移り平成二十五年度事業計画案並びに収支予算案について審議し、いずれも原案通り承認、可決されました。

今年度は、①未再開会員への相談体制の強化、②中小企業金融円滑化法終了後の相談指導の強化、③グループ補助金決定後の窓口相談強化、④商店街再生に向けたプロジェクト会議の推進、⑤「全国商工会議所観光振興大会二〇一三inいわて」分科会の受入れ、⑥国際リニアコライダー（ILC）の誘致実現活動への協力などに取組んでまいります。その他の主な事業概要は次のとおりです。



△総会であいさつをする齊藤会頭

## 1 政策提言 要望活動等

- 大船渡地区津波復興拠点整備事業に伴う復興商店街の立地をはじめとした新しいまちづくり等への意見提言活動の実施
- 中小企業基本法の見直しについての要望活動の実施
- 国際リニアコライダー（ILC）の岩手県内誘致実現活動への協力推進

## 2 震災対策 復興支援事業



△今年3月2日に運行がスタートしたBRT

○JR大船渡線バス高速輸送システム運行に伴う推進協力

- グループ補助金（七十五％）決定後の自己負担分（二十五％）の高度化スキーム融資をあわせ、資金導入計画の作成指導
- 震災企業への重層的支援事業導入に伴う経営課題把握のための巡回相談窓口の強化
- 起業・ベンチャー企業に挑戦する方々を対象とした研修事業の実施

## 3 商業・物産・ 観光対策



△専門家を一同に会して行っているワンストップ相談会

- 復興後のまちづくり・商店街づくりのため「復興商店街実現プロジェクト会議」開催と大船渡地区津波拠点整備事業等への対応協議
- 「全国商工会議所観光振興大会二〇一三inいわて」への開催協力（七月五日）
- 被災した特産品取扱企業の完全復興のための首都圏での物産即売会並びにバイヤーとの商談会





△昨年実施した販路開拓支援事業の様子



の開催並びに協力  
 ○JR企画と連携した復興支援事業の推進  
 ○JRホテルグループと連携した特産品輩出のためのあつせん並びに相談会への協力  
 ○JR盛駅のイベント施設活用のための協力  
 ○大船渡市のブランド加工品発掘のための調査研究、体制づくりの準備

#### 4 小規模事業対策

○小規模事業者並びに中小企業者への金融、経営、労働、税務、経理等の指導業務の実施  
 ○中小企業金融円滑化法終了後の中小企業金融・経営対策への相談指導の強化

#### 5 税務対策

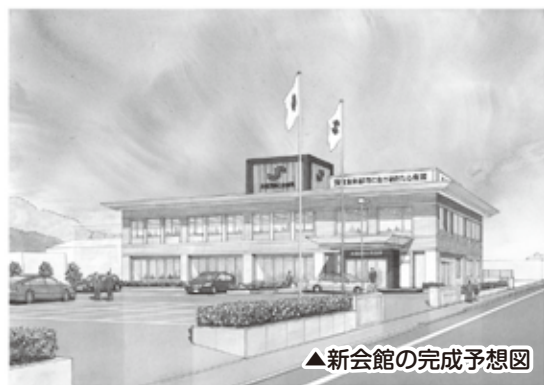
○円滑な消費税転嫁のための消費税対策研修会の開催並びに窓口相談の強化

#### 6 組織運営の強化並びに諸事業の推進

○新商工会議所会館完成に伴う竣工式並びに祝賀会開催  
 ○商工会議所役員議員の任期満了に伴う円滑な選挙・選任事務の遂行

#### 7 事務局体制の充実・強化

○商工会議所本所・支所の活力ある事務局体制を目指して、明るい窓口、接客対応の強化



△新会館の完成予想図



△復興が進む市内中心部

## 平成 25 年度 予 算 総 括 表

【単位：千円】

| 会 計 費          | 平成 25 年度予算額 | 平成 24 年度予算額 | 比較増減額  | 今年度構成比 |
|----------------|-------------|-------------|--------|--------|
| I 一 般 会 計      | 106,124     | 88,852      | 17,272 | 37.0%  |
| II 特 別 会 計     | 180,531     | 153,120     | 27,411 | 63.0%  |
| 1 中小企業相談所会計    | 100,185     | 94,678      | 5,507  | 34.9%  |
| 2 税務継続特別会計     | 31,705      | 23,700      | 8,005  | 11.1%  |
| 3 共済事業特別会計     | 29,025      | 25,850      | 3,175  | 10.1%  |
| 4 会館運営特別会計     | 9,830       | 0           | 9,830  | 3.4%   |
| 5 労働保険事業特別会計   | 5,812       | 4,870       | 942    | 2.1%   |
| 6 特定退職金共済特別会計  | 3,974       | 4,022       | ▲ 48   | ▲ 1.4% |
| 合 計 ( I + II ) | 286,655     | 241,972     | 44,683 | 100.0% |

# 中小企業者向け融資制度をぜひ利用下さい

日本政策金融公庫 国民生活事業

## マル経融資制度（東日本大震災対応特別枠）

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。この度の東日本大震災により融資制度が下記のとおり拡充しております。

### 震災対応特別枠

#### ●ご利用いただける方

①罹災証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方

②下記①～④に該当する方

|       |                             |                  |
|-------|-----------------------------|------------------|
| 貸付限度額 | 通常枠（1,500万円）とは別枠<br>1,000万円 |                  |
| 貸付期間  | 運転資金                        | 7年以内（据置期間 1年以内）  |
|       | 設備資金                        | 10年以内（据置期間 2年以内） |
| 貸付金利  | 0.75%（平成 25 年 5 月 13 日現在）   |                  |
|       |                             |                  |

### 通常枠

#### ●ご利用いただける方

①常時使用する従業員が二十人以下（商業・サービス業の場合は五人以下）の法人・個人事業主の方  
②商工会議所の経営指導員による経営指導を原則六カ月以上受けている方

③納期の到来している所得税、法人税、事業税、県民税、市民税を完納している方  
④原則として同一地区で最低一年以上事業を行っている方

|       |                           |                  |
|-------|---------------------------|------------------|
| 貸付限度額 | 1,500万円                   |                  |
| 貸付期間  | 運転資金                      | 7年以内（据置期間 1年以内）  |
|       | 設備資金                      | 10年以内（据置期間 2年以内） |
| 貸付金利  | 1.65%（平成 25 年 5 月 13 日現在） |                  |

#### お問い合わせ先

- 日本政策金融公庫 国民生活事業一関支店  
Tel0192-21-4167
- 大船渡商工会議所 本所  
Tel0192-26-2141
- 大船渡商工会議所 三陸支所  
Tel0192-44-2058

#### 申込み時の 提出資料（主なもの）

- 前年、前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控）
- 税金の領収書または納税証明書
- 決算後六カ月以上経過の場合は最近の試算表（法人の場合）
- 会社の登記簿謄本（法人の場合）
- 見積書、カタログ等（設備資金を申し込みの場合など）

## 大船渡市中小企業資金

### 融資あっせん制度

中小企業者を対象とした融資あっせん制度です。条件については、各取扱金融機関にご確認ください。

▽制度の概要Ⅱ下表のとおり

▽対象Ⅱ岩手県信用保証協会の対象業種で、納期の到来した市税を完納している市内中小企業者

▽保証料Ⅱ市が全額負担

※経営安定資金は、最初の2年間のみ負担します。

▽保証人Ⅱ取扱金融機関の所定の条件によります。

▽取扱金融機関Ⅱ岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、大船渡市農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会の市内各支店

#### 〈大船渡市中小企業資金あっせん制度の概要〉

| 種 類    | 限 度 額   | 貸 付 期 間                 | 融資末端利率                                                |
|--------|---------|-------------------------|-------------------------------------------------------|
| 小口資金   | 1,250万円 | 運転資金＝7年以内<br>設備資金＝10年以内 | ・3年以内＝年 2.70%<br>・3年超＝年 2.90%<br>※このうち、市が 1.5%を負担します。 |
| 中口資金   | 3,750万円 |                         |                                                       |
| 開業資金   | 1,250万円 |                         |                                                       |
| 経営安定資金 | 2,500万円 | 運転資金＝10年以内              | 年 2.90%（最初の2年間のみ、市が 1.1%を負担します）                       |



新しく事業を始めたが帳簿のつけ方がわからない…。

帳簿作成の仕方がわからない…。

## こんな問題にお困りではありませんか？

青色申告に向けての記帳の仕方を教えてほしい。

### 帳簿のつけ方から決算までお手伝いをします。

#### ～記帳代行事業について～

大船渡商工会議所では、帳簿の作成が難しい、手が回らないなどのお悩みを抱えている事業所様向けに、会計帳簿作成のお手伝いを行う記帳代行事業を行っています。

お預かりした預金通帳、出納帳などから月々の総勘定元帳、試算表等の作成を行い、決算書まで作成します。企業情報については守秘義務を厳守しておりますので、ご希望の事業所様はお気軽にお問い合わせ下さい。



#### お問い合わせ先

大船渡商工会議所 業務部  
(TEL 26-2141)

5

## 特集

## 仮設商店街・店舗紹介

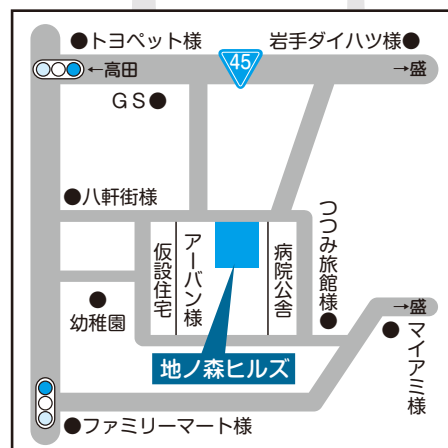
No.6

広報「しおさい」では、市内各地でオープンしている仮設商店街・店舗を紹介しています。  
今月号では「地ノ森ヒルズ」について紹介します。

| 店 舗 名           | ジャンル  | 電 話           |
|-----------------|-------|---------------|
| カール美容室          | 美容業   | 090-3983-9303 |
| ブチ整体 スッキリ       | 整体    | 090-9037-2248 |
| ヘアーサロン ハタケヤマ    | 理容業   | 090-2889-1713 |
| 多国籍料理 スペシャルキッチン | 居酒屋   | 090-6455-6451 |
| モダン美容室          | 美容業   | 090-5843-9693 |
| 軽飲食の店 お茶の間      | 飲食業   | 080-1819-2582 |
| (株)小川           | サービス業 | 0192-26-5675  |
| 東海新報 小松専売所      | 新聞販売  | 0192-27-0846  |
| リアスフラワーアートアカデミー | 茶道・華道 | 090-1067-7314 |
| 鍼・灸・マッサージ 菅原治療院 | 治療院   | 0192-26-3930  |

### 地ノ森ヒルズ

住所：大船渡町地ノ森 35-16  
電話：090-6455-6451  
(多国籍料理 スペシャルキッチン内)





# 震災関連中小企業 支援制度のお知らせ

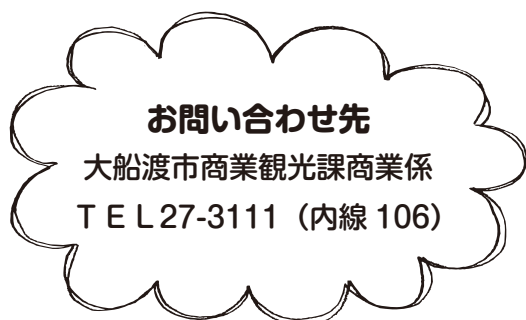
## ■大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金

被災した事業所の早期事業再開に向けた、支援制度についてご紹介します。

支援制度について詳しくお聞きになりたい場合は、下記までお問い合わせ願います。

東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興と就業機会の確保を図るため、被害を受けた店舗、工場または事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を取得、修繕する場合に要する経費に対して交付する補助金の申請を受け付けます。

申請を希望する人は、市役所本庁商業観光課に申請してください。



- ▽対象業種など▽下表のとおり
- ▽申請期間▽五月三十一日（金）まで
- 【土・日曜日 祝日除く】
- ▽申請書の配布先▽市役所本庁商業観光課、大船渡商工会議所本所

### 〈大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金の対象業種〉

|         | 被災資産を取得する場合                                                                                                                                                                        | 被災資産を修繕する場合                                                                                                                                                     |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 業 種 | 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する業種【医療業（療術業、歯科技工所は除く）、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種                                                                                 |                                                                                                                                                                 |
| 対 象 経 費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物とその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）</li> <li>・構築物</li> <li>・機械、装置（ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械装置を除く）</li> </ul> ※他社に貸与することを目的とするものを除く | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物とその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）</li> <li>・構築物</li> <li>・機械、装置</li> <li>・車両、運搬具</li> <li>・工具、器具、備品</li> </ul> |
| 補 助 要 件 | ・復旧に要する経費が100万円以上であること<br>・事業拠点の主たる施設が滅失していること<br>・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした、国・県・市が実施するほかの補助金（中小企業被災資産修繕事業を除く）の交付を受けていないこと<br>・その他市の定める土地利用計画と整合していること                          |                                                                                                                                                                 |
| 期 間 要 件 | 補助金の交付が決定した年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                 |
| 補 助 率   | 事業を再開した日の属する年度から起算して、3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること                                                                                                                            |                                                                                                                                                                 |
| 補 助 率   | 1 / 2 以内                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                 |
| 補助限度額   | 2,000 万円                                                                                                                                                                           | 2,000 万円<br>※卸売業、サービス業（宿泊業を除く）、小売業が修繕する場合の補助限度額は 200 万円                                                                                                         |
| そ の 他   | 被災資産を取得する場合、製造業、宿泊業以外の業種は、市独自の算定基準で補助金の額を算出                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                 |

平成25年度

# 中小企業ワンストップ相談会開催のお知らせ

## ワンストップ相談会とは？

中小企業者の皆さまが、経営に必要な各種支援サービスの相談を1つの会場で行う相談会です。  
金融、経営、税務、労務、法律などについてご相談いただけます。  
お気軽にご相談にお越しいただき、経営改善にお役立て下さい。

### 開催日

平成25年 7月10日(水)  
9月4日(水)  
11月6日(水)  
平成26年 1月8日(水)  
3月5日(水)

### 開催時間・場所

午前10時～午後4時  
(法律相談は午前10時～正午)

大船渡商工会議所本所(新会館)  
住所：盛町中道下2-25

### 相談員

#### 金融相談

日本政策金融公庫国民生活事業職員  
" 中小企業事業職員  
岩手県信用保証協会職員  
大船渡市融資担当職員

#### 労務相談

杉村康昭社会保険労務士

#### 法律相談

小笠原一男弁護士

#### 税務・経営相談

商工会議所経営指導員

## 相談事例

このような相談はありませんか？

- ・災害関連に関する融資制度はありますか？
- ・仮設店舗から本設店舗に移転する際の有利な融資はありますか？
- ・震災を機に新たに事業を開業したいと考えておりビジネスプランの相談をしたい！
- ・二重ローンについて、対象になるのか相談をしたい！
- ・震災で被災しているが、事業再開に向け何か補助金はありますか？
- ・雇用助成金を活用したいがどうすればいいのか？
- ・土地売買、相続に関する法律の相談をしたい！

※相談内容は厳守いたしますので、お気軽に起し下さい。

※事前に相談予約をいただくとお待たせすることなく相談いただけます。

主催：大船渡商工会議所、大船渡中小企業相談所、大船渡市中小企業特別対策室分室  
お申し込み・お問い合わせ先 大船渡商工会議所本所 TEL：26-2141 FAX：27-1010

# 定例無料相談会のお知らせ

## ●法律相談

**6月5日(水)・7月10日(水)**

午前9時～午前11時

午前10時～正午

大船渡商工会議所

## ●岩手県復興相談センター個別相談会

**6月5日(水)・6月19日(水)・7月10日(水)・7月17日(水)**

午後1時～午後4時 大船渡商工会議所

## ●復興支援ワンストップ相談会 (金融・法律・経営・労務・税務)

**7月10日(水)**

午前10時～午後4時 大船渡商工会議所

※大船渡商工会議所新会館建設にともない、7月以降の定例無料相談会並びに検定試験の会場が変更されます。事前に周知をいたしますがお越しの際にはお問い合わせ願います。

## 検定試験のご案内

### 3級販売士(第72回)

|      |                   |
|------|-------------------|
| 試験日時 | 平成25年7月13日(土)     |
| 試験会場 | 大船渡商工会議所(新会館)     |
| 受付期間 | 5月27日(月)～6月20日(木) |
| 受験料  | 4,000円            |

●試験開始時間 9:30～

### 【お申込み・お問い合わせ】

大船渡商工会議所

本所(TEL: 26-2141)

三陸支所(TEL: 44-2058)まで

## 平成25年度 社会保険相談会のお知らせ

| 会場  | 大船渡市役所   | 大船渡商工会議所  |
|-----|----------|-----------|
| 日にち | 5月29日(水) | 10月30日(水) |
|     | 6月26日(水) | 11月27日(水) |
|     | 7月24日(水) | 12月25日(水) |
|     | 8月28日(水) | 1月29日(水)  |
|     | 9月25日(水) | 2月26日(水)  |
|     |          | 3月26日(水)  |

時間: 午前10時30分～午後3時30分

※相談には予約が必要です。

事前に下記ご予約先までお電話願います。

### 【お問い合わせ・ご予約先】

一関年金事務所 TEL: 0191-23-4246

## 大船渡商工会議所 お問い合わせ

本所

〒022-0003

大船渡市盛町字町10-11

サンリア2階(100円ショップ隣)

TEL 26-2141 FAX 27-1010

開所時間 午前9時～午後5時20分

三陸支所

〒022-0101

大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3

TEL 44-2058 FAX 44-2500

開所時間 午前8時30分～午後5時20分



「商工しおさい」は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙と植物油インキを使用しています。